

玄海町まちづくり活性化促進事業補助金交付要綱

玄海町告示第32号
平成5年5月25日

(趣旨)

第1条 豊かで住みよい魅力と活力のある町づくりを推進するため、住民が自主的に行う事業(以下、「事業」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、玄海町補助金等交付規則(平成6年玄海町規則第10号。以下「規則」という。)によるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び補助率等は、別表第1のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業
- (2) 本町の他の制度による補助金等の補助対象となる事業

2 別表第1に定める補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主として町民に対して実施される事業
- (2) 3年以上の事業計画があって、事業の効果及び収支計画が明確である事業
- (3) 活動の内容を広く発信し、地域の住民、企業等の参加、協力及び連携を得ようとする事業

(補助の対象者)

第3条 次の要件の一を満たす者が前条に定める事業を実施する場合は、経費の全部又は一部を補助することができる。

- (1) 町内に1年以上在住している者
- (2) 町内の事業所に勤務し、その代表者が推薦する者
- (3) 主に町民で組織する5名以上の団体

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は補助金の交付の対象としない。

- (1) 本町から他の制度による補助金等を受けている団体
- (2) 当該補助金を過去3回受けた者又は団体

(事業の申請)

第4条 事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、玄海町まちづくり活性化促進事業申請書(様式第1号。以下「事業申請書」という。)を、町長に提出するものとする。

2 申請者は第15条に規定する委員会に出席し、申請の内容を説明することが出来る。

3 第1項の提出期日は、町長が定める日までとする。

(事業の承認)

第5条 町長は、事業申請書の提出があったときは内容を審査のうえ、第15条に規定する委員会の意見を聴いて玄海町まちづくり活性化促進事業の適否を決定し、その結果を玄海町まちづくり活性化促進事業承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町職員に係るものについては、前項の規定は適用しない。

（交付の申請）

第6条 事業の承認を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付を申請しようとするときは、町長の定める期日までに、玄海町まちづくり活性化促進事業補助金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の交付を決定し、玄海町まちづくり活性化促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第8条 補助事業者は、次の各号に該当することとなったときは、遅滞なく玄海町まちづくり活性化促進事業補助金変更計画承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 町長は、第1項の申請書の提出があった場合は又は前項の報告があった場合には、玄海町まちづくり活性化促進事業補助金等交付取消・変更通知書（様式第6号）により交付決定の取り消し、又は変更することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業終了後30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い時期までに、玄海町まちづくり活性化促進事業実績報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、玄海町まち

づくり活性化促進事業補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、玄海町まちづくり活性化促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の概算払等）

第12条 補助事業者は、第7条の規定による通知を受けた場合において事業の遂行上必要があるときは、概算払の方法により交付決定額の3分の2の範囲内において補助金の交付を受けることができる。この場合において、補助事業者は、玄海町まちづくり活性化促進事業補助金概算払交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、確認した額が既に交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第13条 町長は、補助事業者が事業に関して、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、町長に返還しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく町長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金を受けた者の義務）

第14条 この要綱により補助金を受けた者は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 玄海町のまちづくりへ積極的に参画すること。
- (2) 事業成果の広報紙等への掲載に協力すること。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (4) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

（委員会の設置）

第15条 第5条の決定に関し必要な調査及び審議を行うため、玄海町まちづくり活性化

促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は委員10人以内で組織し、委員は別表第2に掲げる者及び住民のうちから必要と認められた者を町長が委嘱する。
- 3 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
 - (1) 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。
 - (1) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - (2) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じて、委員会に専門的知識を有する者を招き、意見を聴取することが出来る。
- 6 委員の謝金は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第25条）に定める日額の報酬に準じるものとする。
- 7 委員会の庶務は、企画商工課において処理する。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 （平成5年5月25日告示第32号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 （平成6年8月10日告示第29号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 （平成13年10月1日告示第66号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 （平成14年 2月 4日告示第 6号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 （平成17年 1月12日告示第 4号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 （平成18年 9月22日告示第97号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 （平成19年 3月20日告示第10号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年12月17日告示第182号）

この要綱は、平成26年12月17日から施行する。

附 則 （平成29年 6月 2日告示第63号）

この要綱は、平成29年 6月 2日から施行する。

附 則 （平成30年 7月31日告示第87号）

この要綱は、平成30年 8月 1日から施行する。

附 則 （平成31年 2月15日告示第15号）

この要綱は、平成31年度の事業から適用する。

附 則 （令和元年 9月19日告示第138号）

この要綱は、令和元年10月 1日から施行する。

別表第 1

(1) 一般事業

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
1 地域おこし組織・人材の育成強化に関する事業	報償費、旅費、資料代、参加費、受講料	査定額の90%以内	上限200万円 ただし、
2 地域の自然・歴史・文化・観光資源を活かした地域間交流事業	報償費、旅費（研修旅費を含む）、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、参加費、受講料 ただし、次の経費は対象としない。	査定額の90%以内 ただし、地域伝承芸能の保存に関するものは査定額の50%以内	1 旅費に関するもの 1人あたり 海外50万円 国内20万円 2 備品購入や財産となりうるもの 50万円
3 まちづくりのためのイベント開催事業 ただし、町内での開催に限る。	(1) 恒常的な維持・運営に要する経費 (2) 構成員の人件費	査定額の90%以内	
4 地域課題の解決のための地域活動推進事業	(3) 事業と直接関係がない食糧費	査定額の90%以内	
5 その他町長が、独創的・個性的なものでまちづくり推進上特に必要と認めた事業	(4) 地域伝承芸能の用具、道具の維持管理及び保存整備等に必要経費。ただし、新規、更新に必要な経費は除く。	査定額の90%以内	その都度町長が定める。

査定額は、補助対象経費の総額とする。

(2) 町職員等事業

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
(1) 一般事業に同じ	(1) 一般事業に同じ	その都度町長が定める。	その都度町長が定める。 ただし、 1 研修等に関するもの 国内20万円

別表第2

玄海町まちづくり活性化促進委員会委員名簿

組織又は所属	職名等
玄海町議会	議長
玄海町	副町長
唐津農業協同組合	代表者
漁業協同組合	代表者
唐津上場商工会	代表者
婦人会	代表者
区長会	代表者
教育委員会	教育長

任期は、その属する長又は役職の任期とする。ただし、代表者については委嘱を受けた年度の翌年度末までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。